

介護保険課から

③ 医療行為について

介護保険課給付係



老振発第0728001号
平成17年7月28日

各都道府県介護保険担当部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長



医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師
看護師法第31条の解釈について

医療機関以外の高齢者介護・障害者介護の現場等において判断に疑義が生じることの多い行為であって原則として医行為ではないと考えられる行為については、別添のとおり「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」（平成17年7月26日付医政発第0726005号厚生労働省医政局長通知）が発出されました。

つきましては、貴職におかれては、同通知の趣旨を御了知の上、管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等にその周知を図られますようお願いいたします。

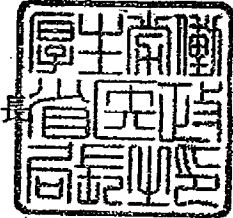
(別添)



医政発第 0726005 号
平成 17 年 7 月 26 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の
解釈について (通知)

医師、歯科医師、看護師等の免許を有さない者による医業（歯科医業を含む。以下同じ。）は、医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条その他の関係法規によって禁止されている。ここにいう「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（医行為）を、反復継続する意思をもって行うことであると解している。

ある行為が医行為であるか否かについては、個々の行為の態様に依り個別具体的に判断する必要がある。しかし、近年の疾病構造の変化、国民の間の医療に関する知識の向上、医学・医療機器の進歩、医療・介護サービスの提供の在り方の変化などを背景に、高齢者介護や障害者介護の現場等において、医師、看護師等の免許を有さない者が業として行うことを禁止されている「医行為」の範囲が不必要に拡大解釈されているとの声も聞かれるところである。

このため、医療機関以外の高齢者介護・障害者介護の現場等において判断に疑義が生じることの多い行為であって原則として医行為ではないと考えられるものを別紙の通り列挙したので、医師、看護師等の医療に関する免許を有しない者が行うことが適切か否か判断する際の参考とされたい。

なお、当然のこととして、これらの行為についても、高齢者介護や障害者介護の現場等において安全に行われるべきものであることを申し添える。

(別紙)

- 1 水銀体温計・電子体温計により腋下で体温を計測すること、及び耳式電子体温計により外耳道で体温を測定すること
- 2 自動血圧測定器により血圧を測定すること
- 3 新生児以外の者であって入院治療の必要がないものに対して、動脈血酸素飽和度を測定するため、パルスオキシメータを装着すること
- 4 軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること（汚物で汚れたガーゼの交換を含む。）
- 5 患者の状態が以下の3条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族に伝えている場合に、事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助すること。具体的には、皮膚への軟膏の塗布（褥瘡の処置を除く。）、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服（舌下錠の使用も含む）、肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること。
 - ① 患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること
 - ② 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと
 - ③ 内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと

注1 以下に掲げる行為も、原則として、医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要がないものであると考えられる。

- ① 爪そのものに異常がなく、爪の周囲の皮膚にも化膿や炎症がなく、かつ、糖尿病等の疾患に伴う専門的な管理が必要でない場合に、その爪を爪切りで切ること及び爪ヤスリでやすりがけすること

- ② 重度の歯周病等がない場合の日常的な口腔内の刷掃・清拭において、歯ブラシや綿棒又は巻き綿子などを用いて、歯、口腔粘膜、舌に付着している汚れを取り除き、清潔にすること
- ③ 耳垢を除去すること（耳垢塞栓の除去を除く）
- ④ ストマ装具のパウチにたまった排泄物を捨てること。（肌に接着したパウチの取り替えを除く。）
- ⑤ 自己導尿を補助するため、カテーテルの準備、体位の保持などを行うこと
- ⑥ 市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器（※）を用いて浣腸すること
 ※ 挿入部の長さが5から6センチメートル程度以内、グリセリン濃度50%、成人用の場合で40グラム程度以下、6歳から12歳未満の小児用の場合で20グラム程度以下、1歳から6歳未満の幼児用の場合で10グラム程度以下の容量のもの

注2 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は、原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものでないと考えられるものであるが、病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、医行為であるとされる場合もあり得る。このため、介護サービス事業者等はサービス担当者会議の開催時等に、必要に応じて、医師、歯科医師又は看護職員に対して、そうした専門的な管理が必要な状態であるかどうか確認することが考えられる。さらに、病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師、歯科医師又は看護職員に連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じる必要がある。

また、上記1から3までに掲げる行為によって測定された数値を基に投薬の要否など医学的な判断を行うことは医行為であり、事前に示された数値の範囲外の異常値が測定された場合には医師、歯科医師又は看護職員に報告するべきものである。

注3 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものではないと考えられるものであるが、業として行う場合には実施者に対して一定の研修や訓練が行われることが望ましいことは当然であり、

介護サービス等の場で就労する者の研修の必要性を否定するものではない。

また、介護サービスの事業者等は、事業遂行上、安全にこれらの行為が行われるよう監督することが求められる。

注4 今回の整理はあくまでも医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法等の解釈に関するものであり、事故が起きた場合の刑法、民法等の法律の規定による刑事・民事上の責任は別途判断されるべきものである。

注5 上記1から5まで及び注1に掲げる行為について、看護職員による実施計画が立てられている場合は、具体的な手技や方法をその計画に基づいて行うとともに、その結果について報告、相談することにより密接な連携を図るべきである。上記5に掲げる医薬品の使用の介助が福祉施設等において行われる場合には、看護職員によって実施されることが望ましく、また、その配置がある場合には、その指導の下で実施されるべきである。

注6 上記4は、切り傷、擦り傷、やけど等に対する応急手当を行うことを否定するものではない。

介護職員等によるたんの吸引等のしくみ

1 制度の概要

たんの吸引及び経管栄養（以下、たんの吸引等）は医行為に該当し、医師法等により医師、看護師等にのみ実施可能となっておりますが、例外として厚生労働省の通知により、介護職員等によるたんの吸引等は、当面のやむを得ない措置として、一定の要件の下（本人の文書による同意、適切な医学的管理等）、運用により認められてきました。（実質的違法性阻却）

「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）の改正により、平成24年4月1日（法施行日）以降、一定の研修を受けた介護職員等は、医師や看護師との連携による安全確保が図られている等、一定の条件の下でたんの吸引等の行為を実施できることとなりました。

（1）実施可能な介護職員等

① 認定特定行為業務従事者

ヘルパー等の介護職員、特別支援学校教員や現任の介護福祉士などで、所定の研修修了後に従事者認定を受けている者（介護福祉士やヘルパー2級などの資格の有無は問いません）。

なお、平成24年3月末時点において、既に一定の要件の下で喀痰吸引等を行っており、制度施行当時に、経過措置対象者として既に特定行為業務従事者の認定証の交付を受けている者は、引き続き喀痰吸引等を行うことができます。

② 介護福祉士

平成28年度（平成29年1月）の国家試験合格者からは、介護福祉士の国家資格をもって、法に規定される範囲内で喀痰吸引等を実施できるようになります。

（2）実施可能な行為

① 喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）

② 経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）

※ ただし、

- ・ 認定特定行為業務従事者については、研修の課程に応じて実地研修を修了した行為のみ実施可能
- ・ 介護福祉士（平成28年度国家試験合格者以降）については、養成課程又は登録事業者（勤務先）において、実地研修を修了した行為のみ実施可能

（3）対象者

① 不特定多数の者

高齢者の介護施設や居住系サービス等において、複数の利用者に複数の介護職員が喀痰吸引等を実施する場合を「不特定多数の者」といいます。

② 特定の者

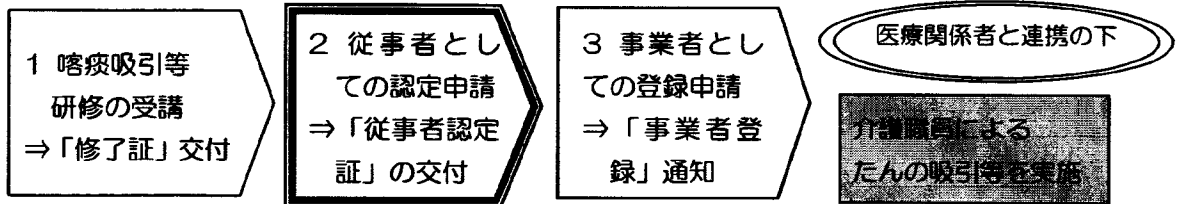
利用者とのコミュニケーションなど、利用者との個別な関係性を重視して、喀痰吸引等を実施する場合を「特定の者」といいます。

2 たんの吸引の業務ができるまで

(1) 認定特定行為業務従事者の認定 (人)

① 平成24年度以降新たに行う場合

介護職員等がたんの吸引等を行うためには、法に定められた研修(喀痰吸引等研修)を受け、たんの吸引等に関する知識や技能を修得し、都道府県から認定特定行為業務従事者(以下、従事者)の認定を受けることが必要です。

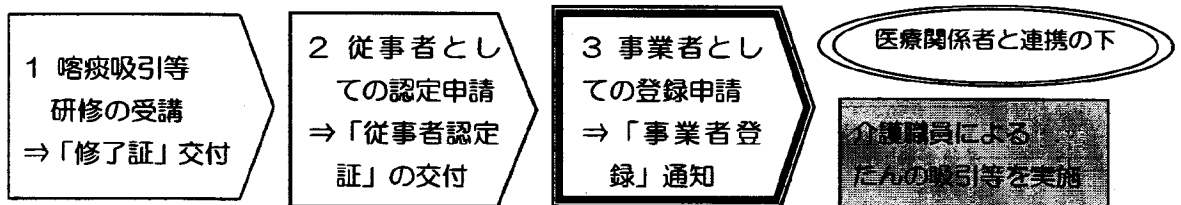


② 平成23年度末までに、一定の要件の下でたんの吸引等を行っていた場合(経過措置)

平成23年度末までに、一定の要件の下でたんの吸引等を行っている方については、すでに研修を修了した者と同等以上の知識及び技能を有していることから、制度施行時に申請に基づいて「認定特定行為業務従事者証(経過措置)」を発行しています。

(2) 登録特定行為事業者の登録 (事業所)

さらに、従事者が所属する事業所は登録が必要です。登録特定行為事業者としての登録を行うことにより、はじめて利用者へのたんの吸引等のサービスを提供することができます。



② 平成23年度末までに、一定の要件の下でたんの吸引等を行っていた場合(経過措置)

「認定特定行為業務従事者証(経過措置)」の発行された介護職員が、たんの吸引の吸引を行う場合にも、所属事業所は登録特定行為事業者としての登録を行うことで、はじめて利用者へのたんの吸引等のサービスを提供することができます。

平成28年度 訪問介護事業所等集団指導に関するアンケート

新宿区福祉部介護保険課給付係

本日はご多忙の中、ご出席くださいましてありがとうございました。今後の集団指導の運営の参考とさせていただきますので、お手数ですがアンケート調査にご協力をお願いいたします。集団指導終了後、受付に設置してあります回収箱に投函願います。

【Q1】介護保険課からの**通知方法**について⇒①電子メールがよい ②郵送でよい

【Q2】**資料**について、今後新宿区ホームページから各自でダウンロードする方法を検討しています。それについてどう思われますか。

⇒①今回同様、冊子を配布して欲しい

②ホームページからダウンロードする方法でもよい

【Q3】本日の集団指導の内容について（該当箇所を○で囲ってください。）

項目	1	2	3	4
A.有用度	とても役に立った	役にたった	役に立たなかった	全く役に立たなかった
B.難易度	簡単すぎた	簡単だった	難しかった	難しすぎた
C.理解度	よく理解できた	理解できた	理解できなかった	全く理解できなかった

【Q4】本日の内容を、あなたの事業所の他の職員に**伝達する予定**はありますか？

⇒ ①ある ②ない ③未定 ④その他（ ）

【Q5】今後、集団指導で**取り上げてもらいたいテーマ**があれば、ご記入ください。

【Q6】集団指導の運営等について**気が付いた点**があれば、教えてください。

★差し支えなければ事業所名等をご記入ください。

事業所名： _____ 氏名： _____ ☎： _____

ご協力ありがとうございました。

※ 平成28年11月25日(金)までに FAX してください。

平成28年度訪問介護事業所集団指導 質問票

新宿区福祉部介護保険課給付係 あて

【FAX】03-3209-6010

本日はご多忙の中、ご出席くださいましてありがとうございました。本日の内容について、ご質問がある方は、この用紙にご記入いただき、お帰りの際に受付の回収箱に入れるか、**11月25日(金)まで**に上記あてに FAX してください。

1 介護保険課からの内容についての質問 (ページ)
【表題】 【内容】

2 総合事業の内容についての質問
【表題】 【内容】

事業所名： _____

担当者名： _____

電話番号： _____

ご協力ありがとうございました。